



あなたの施設で、第三者評価を受審してみませんか？!



公益社団法人岡山県社会福祉士会では、その設立目的の1つとして、「県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与すること」があり、実現に向け日々活動しております。その活動の一環として、「福祉サービス第三者評価(認証番号：岡山(県H22-01)」並びに、「社会的養護関係施設第三者評価(認証番号：全社協2506-002-02)」を実施しております。

◎福祉サービス第三者評価とは(意義と目的)

福祉サービス第三者評価は、「福祉施設・事業所の福祉サービスの質について、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的な立場のもとに評価を行う仕組み」です。

→「よりよい福祉サービス」の水準をめざし、法令上定められる最低基準を満たしたうえでの福祉サービスの質の評価を行います。

引用：社会福祉法人全国社会福祉協議会・福祉サービスの質の向上推進委員会評価調査者部会「福祉サービス第三者評価実践マニュアル Version2」p.5 2014より

◎本会の福祉サービス／社会的養護関係施設第三者評価事業の特徴

- ①「施設改善に向けての提言」「評価結果の利用者・家族・住民等へのPR」を行います
受審施設からの要請に応じて、結果概要をプレゼン資料にまとめ、役員会、職員会議・職員研修、保護者会・家族会・地域交流会等に出向き、第三者評価者の立場から結果のプレゼンを行います(30分程度。企画・開催は受審施設様に行っていただきますが、日程調整等をご相談させていただきます)。
- ②評価調査者は、必ず**3人体制**で訪問調査対応と評価結果の吟味を行い、客観性を高めます
評価調査者による評価のブレ幅を圧縮し、より客観性を担保するため、評価調査者3人体制で臨みます。また、評価結果は本会第三者評価委員会での原案作成、本会理事会での審議を経てとりまとめます。
- ③非営利組織である職能団体による「**サービス向上を目指した評価**」を行います
「県民福祉の向上」と「利用者権利擁護」をめざす、福祉分野の職能団体であるからこそ、「中立性・純粋性・非営利性・情熱性」など特徴を発揮した誠実な評価事業を行います。
- ④評価調査者は全員本会会員の「**社会福祉士**」が担います
当然のことですが、各福祉分野の第一線において、経営管理・直接援助・権利擁護・研究教
関わっている本会会員が、国の定める研修を修了し評価調査者となっております。



◎第三者評価の受審料金

本会の第三者評価の受審料金は、以下の通りとなっています。この料金には、事前の説明、利用者・家族調査、訪問調査、報告書の作成、公表手続きといった評価に必要な一連の費用(調査票の郵送費や印刷費など)が含まれています。もちろん、評価調査者の交通費も含まれています。したがって、**評価に関わるオプション項目やそれに関わる追加費用は、一切頂きません(利用者・家族調査の費用も、すべて含まれての金額です)。**

なお、昼食代については、別途実費をお支払いいたします。

※但し、受審施設側に事前に用意頂く資料の印刷費については、ご負担をお願いします。



～評価料金表～

区分/事業所の種類	利用定員	評価料金	備考
<障害分野> 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援）、障害児通所施設（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）	1～50人	300,000円	<料金内訳> ①評価調査にかかる経費（報償費・旅費・通信費） ②自己評価・利用者アンケート・家族アンケート等の調査費用 ③認証作成料 ④管理費 ※ <u>評価に通常必要な料金はすべて含んでいます。</u>
	51～100人	350,000円	
	101人～	400,000円	
<高齢分野> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所事業（短期入所生活介護）、老人居宅介護等事業（訪問介護）、老人デイサービス事業（通所介護）			<割引> ○1法人が同時期に複数事業所の審査契約をした場合、2か所目以降の評価料金を20,000円ずつ差し引きます。 （例：）A法人（定員各50人） <ul style="list-style-type: none"> ・X施設300,000円 ・Y施設280,000円 ・Z施設280,000円 合計860,000円 ☆4万円オトク☆
<児童分野> （含：社会的養護関係施設） 保育所、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設			

※社会的養護関係施設第三者評価事業については、定員の如何に関わらず一律300,000円とさせていただきます。

評価の申込・お問い合わせ

公益社団法人岡山県社会福祉士会 第三者評価委員会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ7階

TEL:086-201-5253 携帯:090-9730-5911 E-mail:hyoka@csw-okayama.org(担当:坂本)